



「年収の壁・支援強化パッケージ」制度についてのQ&A

Q-1. 今回の措置はどのような事情のものが一時的な収入変動と認められますか。

A-1. 主に時間外勤務（残業）手当や臨時的に支払われる繁忙手当等が想定されます。

具体的には、

- ・他の従業員が退職・休職したことにより、当該労働者の業務量が増加した場合
- ・当該事務所における業務の受注が好調だったことにより、当該事業所全体の業務量が増加した場合
- ・突発な大口案件により、当該事業所全体の業務量が増加した場合

など、他律的（勤務先の都合によるもの）な収入変動が対象となります。

<対象外となるもの>

- ・基本給が上がった場合や、恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合
- ・年収基準まで余裕があるため、年の後半で多く働き、月収基準を連続して超過
- ・収入基準間際で勤務していたところ、予想より多額の賞与支払いが発生し、年収基準を超過
- ・シフトの調整ミスによる超過 など、勤務先の都合によるものでない超過の場合

Q-2. フリーランスや自営業者は措置の対象になりますか。

A-2. 対象になりません。

Q-3. 「勤務先の証明によって、連続2回まで継続して扶養に加入することができる」とありますが、何をもって連続2回と数えるのでしょうか。

A-3. 対象期間ごとに1回となります。

例として、

（1回目）2023年12月末までの証明書を提出

（2回目）2024年12月末までの証明書を提出

→2025年に収入超過となった場合、継続加入はできません。収入超過になった時点で削除手続きが必要となります。

Q-4.勤務先で社会保険に加入する場合も措置の対象となりますか。

A-4.対象になりません。

短時間労働者の要件に該当するなど、勤務先の社会保険加入要件を満たす場合は、勤務先での社会保険の被保険者となるため、収入基準内であっても削除手続きが必要となります。

Q-5.税制上の扶養（扶養控除、年末調整、家族手当等に係る扶養）にも適用されますか。

A-5.適用されません。

今回の措置は健康保険等の被扶養者認定及び国民年金第3号被保険者の認定のみに係る取扱いとなり、税制等の他制度に関しては通常の見取りとなります。

※税法上の扶養制度に関する詳細は被保険者の人事総務担当までご確認ください。

【提出】

被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書



【お願い】

健保へのお問い合わせの際は、本ページの内容を**すべてご確認**のうえご連絡くださいますようお願いいたします。

【関連サイト】

[・いわゆる「年収の壁」への対応HP【厚生労働省】](#)